

EUの経済政策

平成23年5月

外務省

1. 総論 ～統合の深化・拡大～

- 1968年 欧州共同体内で関税同盟が完成。
- 1985年 委員会が域内市場白書を提出。
- 1987年 単一欧州議定書が発効。
- 1993年 マーストリヒト条約発効、EC内で単一市場の発足。
- 1999年 ユーロの導入を柱とする経済通貨同盟を強化。
- 1999年 アムステルダム条約発効。
- 2003年 ニース条約発効。
- 2007年 ブルガリア、ルーマニアがEUに加盟し、加盟国数が27カ国に。
- 2009年 リスボン条約発効。
- 2011年 エストニアがユーロを導入し、ユーロ圏が17か国に。

※ こうしたEC/EUの発展(深化と拡大)の過程で、共通通商政策、共通農業政策のほか、EUレベルで、多くの分野における共通政策の実施及び制度・政策の調和が図られてきた(例:金融サービス、情報通信、運輸、エネルギー、保健・衛生、社会保障、研究開発、環境分野等)。

近年のEUの経済政策(全体像)

経済ガバナンスの強化

経済ガバナンスの強化のための6法案提案

- ①財政政策の監視などによる「安定成長協定」の強化
- ②マクロ経済不均衡への対応

成長力の強化

Europe2020 (EU成長戦略) (2010年3月公表)

- ①スマートな成長
- ②持続可能な成長
- ③あまねく広がる(Inclusive)成長

金融の安定

金融規制の強化

マクロ・レベル:
ESRB(欧州システミックリスク委員会)
(2010年11月創設)

ミクロ・レベル:
ESAs(欧州監督当局)
(2010年11月創設)
➢EBA(欧州銀行監督局)
➢ESMA(欧州証券市場監督局)
➢EIOPA(欧州保険・企業年金監督局)

欧州セメスター(2011年開始)

各国の財政健全化、構造改革政策について、Europe2020、財政の持続可能性の観点から評価・監視し、各国における翌年度以降の経済政策に反映させる。

ユーロ・プラス協定(2011年3月合意)

ユーロ圏加盟国及び参加を表明した各国により合意。経済政策調整、競争力の改善、高度な収斂の実現の観点から、加盟国の権限に属する事項について、政策のガイドラインを提示。

金融支援枠組み
ESM(欧州安定化メカニズム)(2013年~)
(暫定策:EFSM、EFSF(2010年6月創設))

2. 財政・金融政策 ～ 健全な財政・金融政策 ～

(1) 単一通貨ユーロ

- 1999年1月1日に導入(実際の通貨は2002年1月1日から流通開始。)
- 17か国で流通(2011年1月1日にエストニアが参加した。)
- 欧州中央銀行(ECB)が金融政策に付き排他的権限を有する。
- 単一通貨ユーロの信任を維持するため、単年度財政赤字をGDP比3%以内に抑える等の厳しい財政規律を課す「安定成長協定」が1997年に制定された。(ただし、多くの国(仏、独、伊等)が基準を超過し、2005年3月、協定の適用の見直しが行われた(3%超過の判定基準緩和、予防措置を強化)。)

(2) 欧州通貨(ユーロ)危機への対応(ユーロ圏の金融安定化策)

① 金融支援枠組みの整備

- 2010年に入ってからユーロ圏の危機に対応し、2010年6月、2013年までの暫定措置としてユーロ圏加盟国の政府保証による特別目的事業体である「欧州金融安定ファシリティー(EFSF)」などが創設されるなど金融支援枠組みが整備されてきている。

EFSM(欧州金融安定メカニズム)(最大600億ユーロ)

EFSF(ユーロ加盟国の政府保証による事業体(最大4,400億ユーロ))

IMF(最大2,500億ユーロを想定)

- 2010年10月の欧州理事会では、2013年以降の恒久的な通貨危機への対処のメカニズムとして、EFSFを基礎に「欧州安定化メカニズム(ESM)」の創設に合意した。その後、2011年3月の欧州理事会で、地位、機能、資本、機関構成等が決定された。

②ギリシャ、アイルランド支援

ギリシャ支援

ユーロ加盟国から800億ユーロ、IMFから300億ユーロ(合計1,100億ユーロ)

アイルランド支援

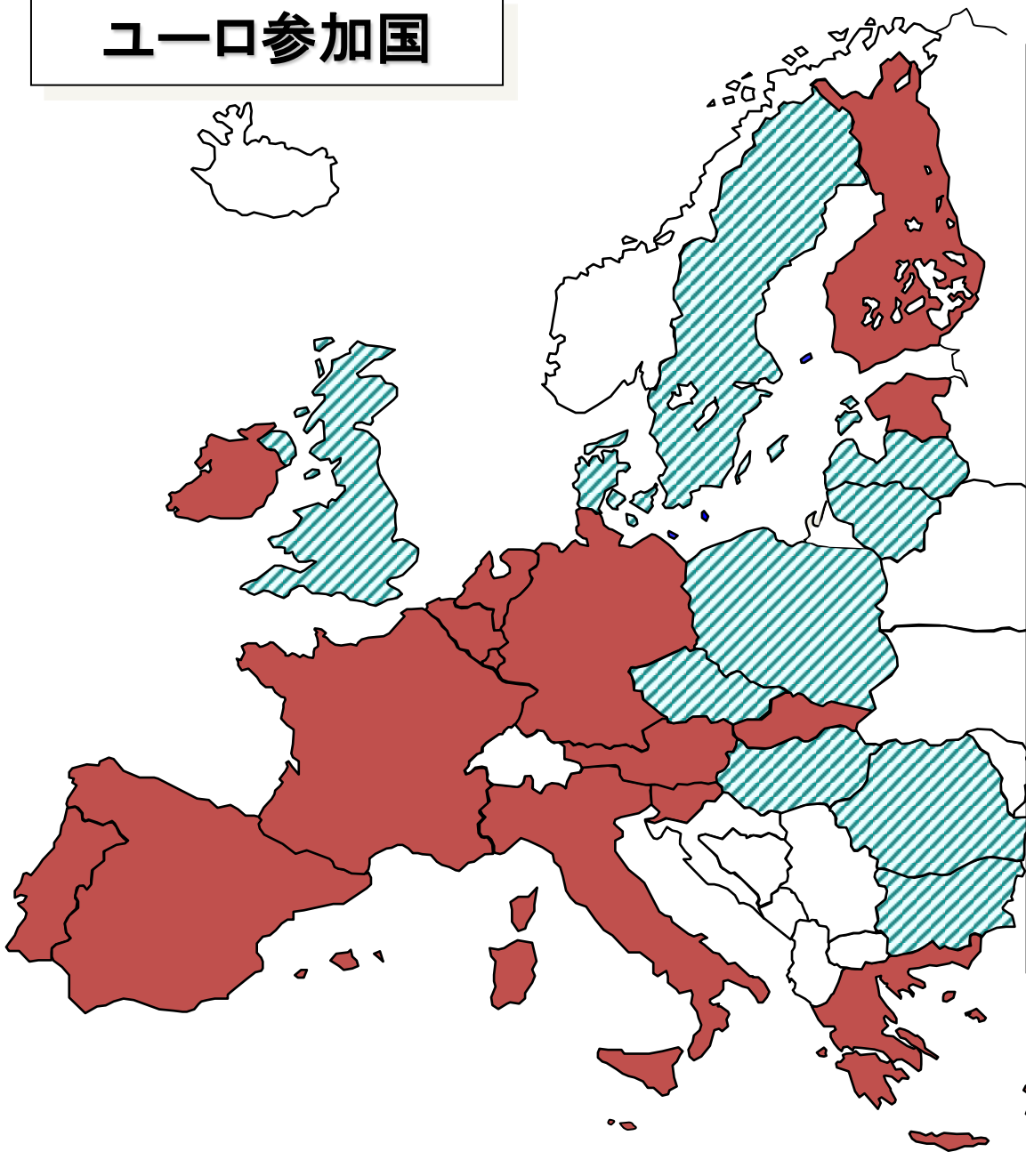
EFSM(欧州金融安定メカニズム)から225億ユーロ、EFSFから77億ユーロ、IMF225億ユーロ、その他、アイルランド自身の拠出及びバイの融資を合わせ、合計850億ユーロ

※2011年1月、アイルランド支援のために発行されたEFSF債50億ユーロのうち、日本は最大の20,5%を購入した。

③その他の動向(安定成長協定の強化等)

- 2010年3月より、ファン＝ロンパイ欧州理事会議長により「経済ガバナンスに関するタスク・フォース」が設置され、2011年3月15日のEU財務相理事会において、「経済ガバナンス」強化のための6つの法案パッケージ(安定成長協定の強化に関する4法案とEU内でのマクロ経済不均衡に対応する2法案)につき一般的な合意に達した。
- また、債務基準削減のベンチマークも導入することが決定されている(対GDP比60%との債務基準の参照値を超える加盟国に対し、参照値以上の債務が年率20分の1のペースで過去3年間、参照値に向かって削減されているかを検討する)。
- 2011年3月のユーロ圏加盟国等は、ユーロ圏の経済政策調整、競争力の改善、高度な収斂を実現するための「ユーロ・プラス協定」が合意され、同協定に署名した加盟国は、今後12か月の間に達成する具体的施策を公表し、欧州理事会による評価を受けることとなった。
- さらに、上記欧州理事会では、欧州セメスターに関する欧州委員会の年次成長概観等に沿い、財政健全化と構造改革という優先事項を承認し、加盟国はこれに沿って安定収斂計画及び国別改革計画を策定し、欧州理事会及び欧州委員会はこれに対し提案及び勧告を行うこととなった。

ユーロ参加国



ユーロ参加国(17か国)

フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、アイルランド、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランド、ギリシャ、スロベニア、マルタ、キプロス、スロバキア、エストニア

ユーロ非参加国(10か国)

英国、デンマーク、スウェーデン、チェコ、ポーランド、ハンガリー、リトアニア、ラトビア、ブルガリア、ルーマニア

【マーストリヒト基準】(ユーロ参加の条件)

- ①インフレの抑制
- ②金利の低下
- ③財政赤字の削減(GDP比3%以下)
- ④政府債務残高の削減(GDP比60%以下)
- ⑤ユーロに対する本国通貨の為替レートの安定化

3. 経済政策と単一市場 ～ 競争力向上のための域内施策

(1) Europe2020戦略：－EUの成長戦略

背景：EUの経済成長戦略として、2000年に策定したリスボン戦略が2010年で終了することから、欧州委員会がリスボン戦略を引き継ぐものとして策定。2020年までにEUが経済発展をする上での優先事項をとりまとめており、雇用の確保とイノベーション・研究開発へ重点を置き、新たな目標として、グリーンな経済の達成を掲げている。加盟国は国別改革計画を策定し、EUレベルでレビューを行う。

3つの相互補完的な優先事項

- ①スマートな成長：知識とイノベーションを基礎とした経済発展
- ②持続可能な成長：より資源効率的、グリーンで競争力のある経済の促進
- ③あまねく広がる(inclusive)成長：社会的、地域的統合をもたらす高雇用経済の促進

EUレベルでの政策促進ツール：旗艦政策(EU flagship initiatives)

- ①デジタル・アジェンダ、②若年層の移動促進、③イノベーション、④新産業政策、⑤新技能と雇用、⑥貧困対策綱領、⑦エネルギー効率

(2)域内市場政策 ～ モノ、人、資本、サービスの自由移動

①会社法制

- 1968年の会社法第1指令以降、資本規制、合併、会計等の幅広い分野で会社法制の調和がなされてきた。
- 2003年：欧州委員会コミュニケーション「会社法の現代化とコーポレート・ガバナンスの向上に関するアクション・プラン」で新たな方向性が打ち出された。
- 上記アクション・プラン等を受け、EU域内の国際組織再編スキーム等が整備
 - SE(欧州会社)規則(No.2157/2001)(その他、国境を超えた法人(団体)制度(欧州協同組合等)の導入)
 - 公開買付指令(2004/25/EC)
 - 国際合併指令(2005/56/EC)
- アクション・プランの今後の課題：債権者保護、企業グループ法制等。

②資本市場法制

- 1997年：単一市場レビュー(Single Market Review)公表。
- 1999年：FSAP(金融サービス行動計画)(1999 - 2004)公表。
- 2000年：Lamfalussy 報告書 ⇒ 分野毎の監督者委員会(CESR,CEBS,CEIOPS)の設置による資本市場関連立法手続の柔軟化と手続策定の簡素化と本国監督主義の徹底。
- 2005年：EU金融サービス白書(2005-2010)公表。
- 2007年：MiFID(Markets in Financial Instruments Directive(金融商品市場指令)2004/39/EC)の発効。

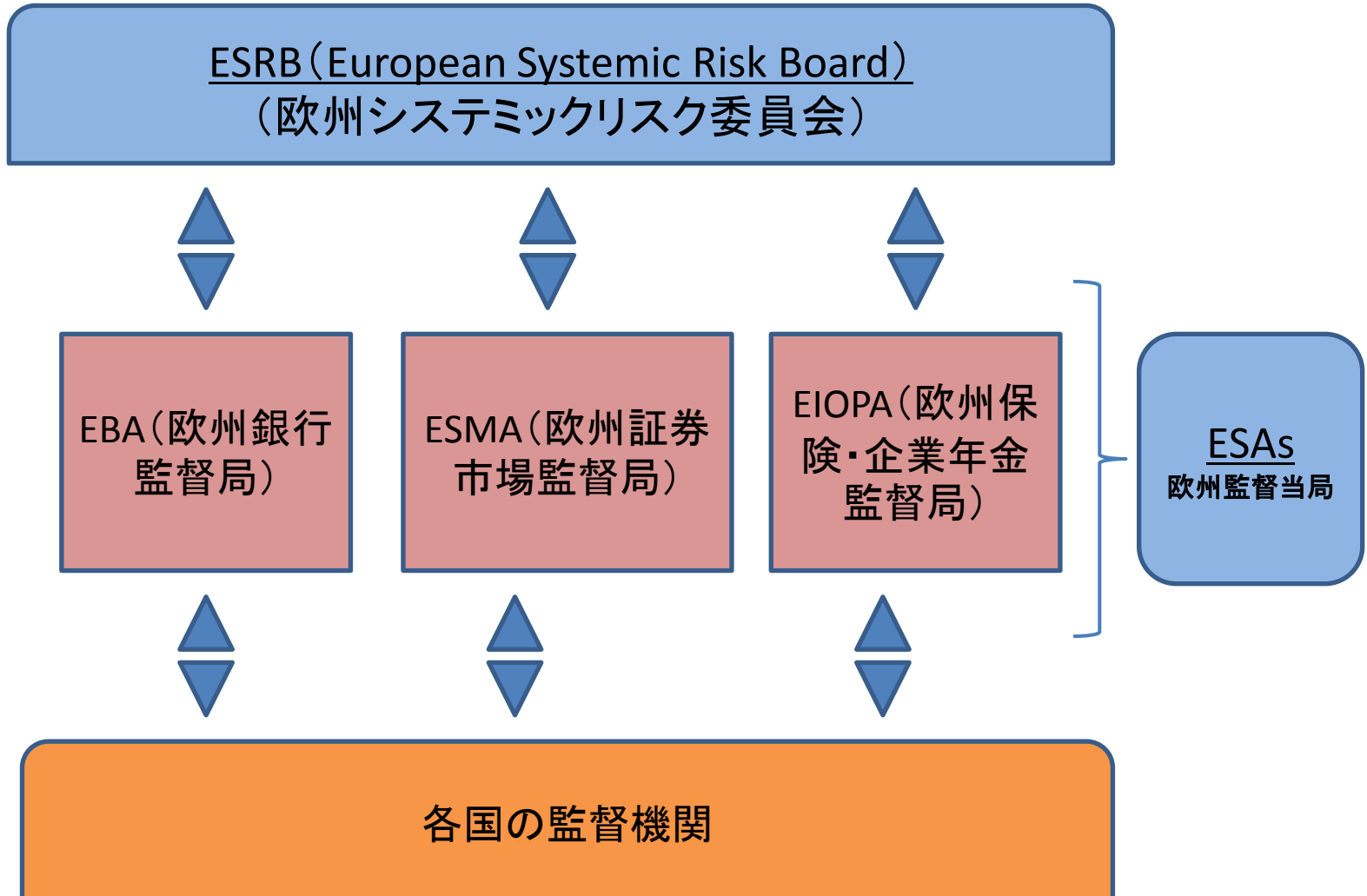
※金融危機後の金融規制の動向

- 2008年、de Larosièreグループ(DLG)にEU資本市場の危機的状況の政策を委託。Lamfalussy報告の下で制定された制度の見直しが行われた。また、2011年には金融商品市場指令(MiFID)の改正がなされた。
- 欧州システミックリスク委員会(ESRB)が設立され、マクロレベルの健全性、全システム規模のリスク及び早期警戒システムに関与。
- また、各国の銀行、証券会社、保険会社のミクロレベル健全性の確保の改善のため、欧州監督当局(ESAs)として、既存の監督者委員会を発展させたEBA(欧州銀行当局)、ESMA(欧州証券及び市場当局)、EIOPA(欧州保健・年金当局)の3つの監査機関を設立。技術的基準等を定め、各国の金融機関のコーディネートを行うほか、法的拘束力を持った仲裁措置を課すことが可能となった。
- ESAs(欧州監督当局)とESRB(欧州システミックリスク委員会)が新たな欧州の金融監査システム(ESFS)を構成することとなる。
- その他、格付機関、空売り、銀行の報酬等の規制を検討・導入し、預金保証スキーム指令、自己資本指令の見直しが行われている。

③サービス指令

- 本指令(2006/123/EC)は、2000年の「リスボン戦略」の重要な政策手段の一つとして、会社設立の自由及びサービス提供の自由についての法的・行政的障害を除去することによって、EU域内のサービス市場自由化を達成することを目的としている。
- 欧州委員会が採択した指令案は、当初、事業所等を設置しないサービス貿易に対して「母国法主義」原則を導入し、母国の法令のみに服し、他国で生じる行政手続や経費を削減することを目指していたが、結局、この原則は削除され、代わって、加盟国はサービス提供者の「サービスを提供する権利」を尊重し、自国におけるサービス活動への自由なアクセス及びその実施を保証しなければならないとの規定が盛り込まれた(第16条)。その他、許認可制度を原則禁止し、許認可・規制の基準を定め、事業所の設立や国境を越えたサービスなどの実質的な簡素化等を規定している。
- 2011年3月の欧州理事会で、サービス指令の完全実施とサービス市場の改善が求められた。

新たな欧州の金融監督制度



(EU関連文書より作成)

(3) EUにおける基準認証制度とニュー・アプローチ(New Approach)指令

①経緯

(オールド・アプローチ)

ECは、従来、製品の品質等の基準を早める規格に関し、これを整合させるための指令について、技術基準を細部にわたって規定する方法を採用していた(オールド・アプローチ)。このため、指令による加盟国間の技術基準の整合性の作業がなかなか進まない状況にあった。

(ニュー・アプローチ)

こうした状況を打開し、円滑なモノの自由な移動を促進するため、1979年のCassis de Dijon判決(注)で示された原則も踏まえ、1985年、理事会は、「技術的調和と基準に関するニュー・アプローチ」決議を採択した。なお、1998年には、加盟国が技術的規制・基準案を委員会及び他の加盟国に通知する手続等を定めた指令98/34/ECが制定されている。

以下に述べるニュー・アプローチに基づく製品の安全性や品質等の規制の統一を定めた指令を特に「ニュー・アプローチ指令」という。

(注:ドイツの食料品製造業者がCassis de Dijonというフランスのリキュールについて、アルコールの最低度数を25%とするドイツ法に基づき輸入しなかった案件につき、欧州司法裁判所が、ある加盟国で合法的に製造され流通しているアルコール飲料が他の加盟国に輸入されない正当な理由(valid reason)はないと判示し、相互承認の考え方を示した判決。)

②ニュー・アプローチの原則

- 指令の内容は、製品を市場に流通される前に満たすべき必須要求事項に限定される。
- 各ニューアプローチ指令で定められた必須要求事項を満たす製品の技術使用は、「欧州整合規格(Harmonised Standards)」と呼ばれ、欧州の標準化機関(CEN、CENELEC、ETSI)が定める。
- 欧州整合規格は任意規格であるが、当該整合規格を用いない場合は、第三者機関が試験し証明する。
- 欧州整合規格に適合した製品は、該当する指令が定めた必要な要件をすべて満たしているとみなされ、加盟各国は欧州域内での当該製品の輸出入の自由を保証する。
- 製品がどのニュー・アプローチ指令に該当するかの確認、及び該当するニュー・アプローチ指令への製品の適合は、製造業者側にある。

③CEマーク(CE Marking)

- ▶1993年、ニュー・アプローチ指令のすべての要件に適合した製品に原則として「CEマーク」をつけることが義務づけられた(CEマーク取得には、指令の要件への適合性に関する自己宣言のほか、第三者認証機関の認証を受ける手続もある。)
- ▶製品にCEマークが付くことにより、製品は、各指令が定める必須要求事項を満たし、指令に定められた「適合性評価手続(Conformity Assessment Procedures)」に従ったものであることが示される。この「適合性評価手続」は、1989年の「適合性評価へのグローバル・アプローチに関する理事会決議(90/C 10/01)」で枠組みが示された「モジュール(Modules)」と呼ばれる手続として指令ごとに定められており、適合性につき、製造業者等の自己宣言だけで済むものから、公認認証機関の審査が必要とされるものなどいくつかの手続がある。この結果、製品をEU域内で自由に流通することができるようになる。

(注: 適合性評価手続は、モジュールという下部手続に分けられるが、これは、各製品の設計・製造等の過程における(risk-based approachによる)リスク評価・分析に関するEN ISO 9000シリーズの品質保証規格等に基づいて各指令ごとに個別に定められている。)

④ニュー・アプローチ指令(New Approach Directives)

具体的なニュー・アプローチ指令としては、広範な製品を対象とする低電圧指令(2006/95/EC)、電磁環境両立性指令(2004/108/EC)、機械指令(2006/42/EC)、その他医療機器、ラジオ・通信端末設備に関する指令など20を超える指令が定められている。

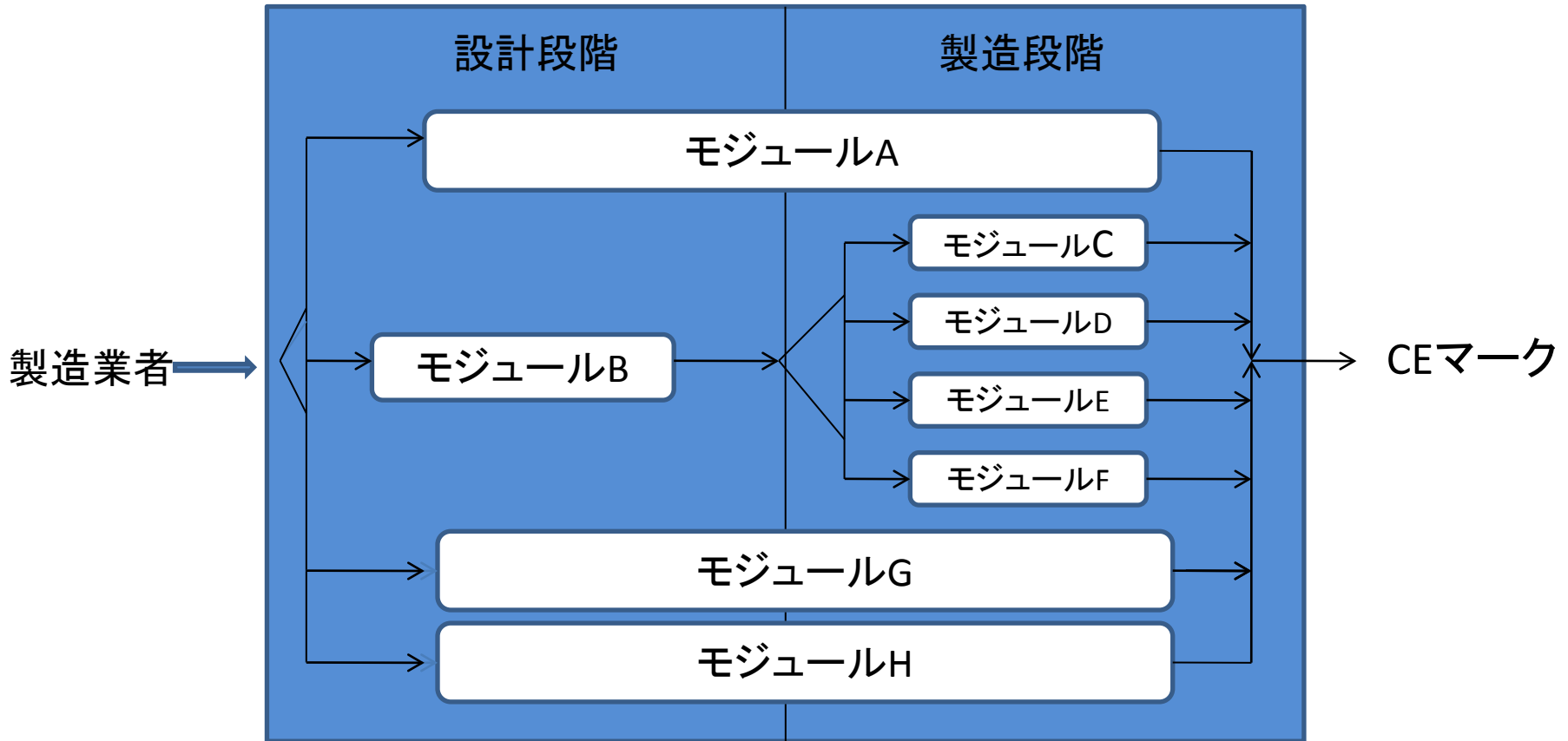
⑤市場監視(Market Surveillance)

加盟国は各市場を監視(Monitoring)する当局を設置し、各指令の遵守を監督。

⑥ニュー・アプローチ指令の見直し・強化の動向

欧州委員会は、2003年5月、「ニュー・アプローチ指令の実施強化」と題するコミュニケーションを公表し、同コミュニケーションの内容は、2003年11月に理事会決議として受け入れられた。この結果、適合性評価手続の定義が明確化されるとともに、公認認証機関に関する事項の更なる整備が行われた。

適合性評価手続



例えば、モジュールAは、自己適合宣言手続のみで足り、モジュールDは、製造段階でEN ISO 9002の品質保証に基づく公認認証機関の関与が必要となる。モジュールGは、設計、製造の各段階で公認認証機関の認証を必要とする。こうした各段階での手続が各ニュー・アプローチ指令に別個に定められている。

(EU関連文書より作成)

(4) 競争政策

① リスボン条約上の規定

EU機能条約(TFEU)は、旧EC条約81条以下の規定を継承し、101条以下でEUの競争規則につき規定している。

- 101条: 競争制限的協定・協調的行為の規制
- 102条: 市場支配的地位の濫用行為の規制
- 103条: 理事会による規則又は指令の制定
- 合併規制については、理事会規則No.139/2004により規制。
(その他の手続規則: 理事会規則No.1/2003、理事会規則No.773/2004)

② 立法・執行・司法機関

- 立法措置は、EU機能条約(TFEU) 103条の手続に従い、理事会が制定する(規則又は命令、下記③の一括適用免除については欧州委員会に規則制定の権能が付与されている。)
- 執行機関は欧州委員会である(理事会規則No.1/2003は欧州委員会と加盟国競争当局との協力関係を定めている。)
- 司法機関は欧州司法裁判所を構成する司法裁判所と一般裁判所(旧第一審裁判所)が務める。

③ 一括適用免除

EU機能条約(TFEU) 101条3項に基づき、欧州委員会は、理事会の授権により一定のカテゴリー(流通分野における垂直的協定、技術移転協定、研究開発協定等)の協定等を一括して適用免除とする規則を定めている。(2010年12月、「水平ガイドライン」とともに「研究開発協定一括適用免除規則」、「専門化協定一括適用免除規則」の改正が採択されている。)

④EU競争法の特徴

- 欧州委員会は、EU機能条約(TFEU)101条、102条違反に対し、決定により、違反行為の排除命令とともに、**決定の名宛人の直前の事業年度における総売上高の10%までの制裁金を課すことができる「制裁金の設定に関するガイドライン」**を策定・公表している。
- EU機能条約(TFEU)101条1項の水平的カルテルに対する**リーニエンシー制度(制裁金減免制度)**:カルテルに関与している企業がその事実を明らかにし、証拠を提供した場合、欧州委員会が課す制裁金の全額免除または減額を認める制度(1996年に導入。その後2002年及び2006年に改正されている)。
- 企業結合に関しては、原則として、届出基準を満たす場合に、共同体規模を有するものとして、事前届出が義務づけられており、共同体市場と両立するか否かについて判断される。
- **確約手続**:欧州委員会は、関係事業者が欧州委員会の予備的評価等において表明した懸念を解消する確約を申し出る場合、決定により、それらの確約に当該事業者を拘束させることができる(理事会規則No.1/2003第9条)。なお、当該確約決定は、EU競争法違反があったか、現在も違反かにつき中立である。

⑤最新の動向

- カルテル事案に関し、2008年6月、和解手続(Direct Settlement)が導入された。
- 2010年、「垂直的制限に関する一括適用免除規則」(委員会規則)及びそれに伴うガイドラインが制定された。
- 現在、集团的訴訟手続の制定が課題となっている。

(5) 知的財産政策

EU機能条約(TFEU) 118条前段:域内市場の確立及び運営の文脈において、欧州議会と理事会は、通常の立法手続に従い、EU全域における知的財産権の統一的な保護をもたらす欧州知的財産権の創設、及び集中化したEU規模の承認、調整及び監督制度の整備のための措置をとる。

主な知的財産権に関する政策と根拠法令

①特許

欧州では、1973年に採択された欧州特許条約に従い、欧州特許庁を通じて出願から特許付与まで一括した手続で行うことができる(27のEU加盟国を含む38か国が加盟。)。ただし、各特許権は各締約国の国内法上でのみ有効となる。

こうした中、EUでは、「EU特許」の創設に関する議論がなされており、競争担当相理事会は、2011年3月10日、27のEU加盟国のうち、イタリアとスペインを除く25の加盟国によるEU特許の枠組創設を承認した。

②商標、意匠

共同体商標規則((EC)No.207/2009)、共同体意匠規則((EC)No.6/2002)。

③著作権

著作権及び著作隣接権の保護期間に関する指令(2006/116/EC)、情報社会における著作権及び著作隣接権に関する指令(2001/29/EC)。

④地理的表示(GI, Geographical indications)その他

農産品及び食品のための地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則(No.510/2006)、データ・ベース指令(96/9/EC)、レンタル権・貸与権指令(2006/115/EC)、コンピューター・プログラム指令(2009/24/EC)等。

⑤模倣品・海賊版対策・執行等

- 「ACTA(模倣した物品の取引の防止に関する協定(仮称))」作成に積極的に関与。また、WTOでは、知的財産権の保護と執行の改善のため取組を行い、二国間貿易協定(FTA等)においても知的財産権を重視するとともに、知的財産権と開発政策との関係についても検討している。
- 2004年4月、知的財産権の執行に関し、加盟国に効果的な救済等を求める指令(2004/48/EC)を制定。

(6)消費者政策

①リスボン条約等の規定とEU消費者政策の理念

- ① EU機能条約(TFEU)第169条1項: 消費者の利益を促進し、高水準の消費者保護を確保するため、欧州連合は、消費者の健康、安全及び経済的利益の保護、消費者の情報に関する権利及び教育、並びに自己の利益を守るための消費者団体を組織する権利の増進に貢献する。
- ② EU基本権憲章第38条: 連合の政策は高水準の消費者保護を確保するものである。

②消費者政策に関するEUの戦略(EU Consumer Policy Strategy 2007-2013)

(目的(抜粋))

- 消費者の強化—そのための正しい選択、正確な情報、市場の透明性、効果的な政策への信頼、堅固な権利が必要。
- 価格、選択、質、多様性、可能性そして安全の観点から消費者の便益を向上。
- 個人として対応できないリスクや脅威から効果的に消費者を保護。

③EUの消費者保護に関する近年の主な取組

- 2005年に制定された不公正商取引(UCP: Unfair Commercial Practice)指令に伴い、加盟国は2007年12月までに国内法の見直しを行った。
- 2008年10月に不公正条項指令、訪問販売指令などを統合・強化する消費者権利指令案を公表。2009年7月には、欧州委員会は「消費者保護体系(Consumer Acquis)の執行に関するコミュニケーション」を採択し、消費者保護ルールの効果的な執行の重要な役割を説明するとともに、主要な課題、取組が必要な優先的分野を特定している。また、一般製品安全指令の改正に向けパブリックコンサルテーションを実施。2011年末に閣僚理事会及び欧州議会に対して提案を行うべく検討が進められている

④制度の整備

- 保健・消費者保護総局を設立し、消費者問題に関する欧州委員のポストを創設。
- 「欧州消費者センター・ネットワーク(ECC-Net)」(EU域内の国境を越える買い物などでの消費者トラブルへの対応と解決)、各国当局間協力(CPC)ネットワークの設立。

4. 共通農業政策(CAP)・構造政策

共通農業政策(CAP)及び構造政策費用がEU予算の約9割(2009年、共通農業政策(CAP)のみでは、2009年予算で42%)。

①共通農業政策(CAP)

①農業者の所得を確保するための価格・所得政策と②EU加盟国間・地域間の経済力や生産条件などの格差を是正するための農村開発政策の二本の柱、及び輸出補助金・共通関税等からなる。

- CAPは、共通市場の設立、生産の増強を図るためには域内での調整が必要であるとの考えから1962年に導入された。
- その後、財政負担の増大、WTOルールへの対応等の観点から、1992年(マクシャリー改革)、2000年、2003年、2009年に政策の見直しが行われてきた。現在の価格・所得政策の中心は、2003年改革により、農家への「単一直接支払い(Single Payment Scheme)」(品目と無関係に過去の支払い実績に基づいて支払い額を決定)となっている。

②構造政策

加盟国の経済社会面の格差是正のための財政的援助を実施。

③次期CAP改革の動向 (the CAP post-2013)

- 現在EUでは、2013年までに決定し、14年以降実施するCAPの次期改革の議論が行われている。2010年10月に決定された「Europe2020戦略」(持続可能な成長:より資源効率的、グリーンで競争力のある経済の促進等を規定し。上記3. (1)参照)とともに、同年10月に提出された「EU予算見直し」では、CAPに関し、環境配慮の一層の促進、地域におけるイノベーション及び競争力の向上などが課題として示されており、これらの文書・政策への対応が必要である。
- 今時改革は、リスボン条約に基づく欧州議会との共同決定(TFEU第43条)による初の改革であり、2010年には欧州議会でも活発な議論がなされてきた。
- 欧州委員会は、2010年11月、欧州議会における議論も踏まえ、コミュニケーション「2020年に向かうCAP(The CAP towards 2020)」を公表し、改革の主要課題として、食料安全保障、環境と気候変動、地域間バランスの3点を挙げ、各課題の目標を設定している。特に欧州議会の提案を受けて、直接支払制度の見直し(過去の支払い実績に基づかない基礎所得支持の提案等)が示されており、その他、市場措置、地域開発等につき改革の方向性が示されている。2011年3月、EU農漁業相理事会にて、当該コミュニケーションとその後の理事会における議論に沿った議長国結論文書が採択されている。

5. 共通通商政策 (CCP)

- EU機能条約 (TFEU) 3条1項 (e) で、EUが共通通商政策について排他的権限を有する旨明記された。共通通商政策の内容に関しては、従来、関税政策の他は抽象的な規定のみ置かれ (旧EC条約133条1項)、ニース条約に至り、サービス貿易及び知的財産の通商的側面が一定の範囲で共通通商政策に含まれる旨明記されていた。
- EU機能条約 (TFEU) では、207条1項で、関税政策のほか、物品及びサービスの貿易に関する関税・通商協定の締結、知的財産の通商的側面、外国直接投資などの具体的な内容が明記されるに至った (ただし、明記された具体的事項は例示的なものであり、具体的な内容は、今後、欧州司法裁判所の判断などを経て確定されていく見込みである。)
- 外国直接投資については、上記のとおり、リスボン条約でEUの排他的権限と明記されたが、今後のEUの外国直接投資の方針については、欧州委員会はコミュニケーションを発出し、また、既にEU加盟国は1000以上の二国間投資協定を締結していることから、今後の移行期間の措置についての規則案を公表している。同コミュニケーションでは、EUの国際投資政策について、投資の自由化と投資保護を統合するものとし、投資協定の相手国の選定基準にも言及している。また、同規則案では、加盟国の既存の投資協定の欧州委員会に対する通報・承認手続、EU法と抵触等する場合の承認の撤回、加盟国が既存の協定を改正し、又は新たに二国間協定を締結しようとする場合のEUの関与等につき定めている。

EUのFTA政策

EUの動向

2010年11月、欧州委員会は、新成長戦略に関する報告書を発出し、WTO・DDA(ドーハ開発アジェンダ)を最優先課題としつつも、現在交渉中のFTAの締結に加え、ASEAN各国とのFTA及び、より包括的なFTAを追求することを提案。また、戦略パートナーである米国、中国、日本、ロシアとの貿易・投資関係を深めることを提案。また、これらに加え、ブラジル・インドにも特段の留意を払う必要がある旨記載。

■発効・署名・妥結済み:31ヶ国・地域(欧州、中近東中心)※(内は年)
OCTs(71)、スイス(73)、EEA(アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン)(73)、シリア(77)、フェロー諸島(97)、パレスチナ(97)、チュニジア(98)、南ア(00)、イスラエル(00)、メキシコ(00)、モロッコ(00)、ヨルダン(02)、チリ(03)、レバノン(03)、エジプト(04)、マケドニア(04)、アルジェリア(05)、クロアチア(05)、アルバニア(06)、モンテネグロ(08)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(08)、カメルーン(09)、コートジボアール(09)、セルビア(10)、韓国(10署名)、コロンビア・ペルー(11仮署名)、中米(エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス)(11仮署名)、アフリカ・カリブ・太平洋諸国・地域(ACP)(うちCARIFORUM等28カ国と妥結)*、【以下、関税同盟】アンドラ(91)、サンマリノ(92)、トルコ(95)

*EUが一方的に関税を即時完全撤廃するのに対し、相手国は15年から25年かけて市場開放を約束するなど、途上国の開発に重点を置いたEPA。

■交渉中(左図参照)

①湾岸協力理事会(GCC)(バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、ア首連): 90年交渉開始。一時中断、2002年から交渉再開するも、再度中断中。

②メルコスール(アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ): 1999年交渉開始。2004年10月中断するも、2010年5月交渉再開を決定。2011年3月第4回交渉。

③インド: 2007年6月交渉開始、2010年10月第10回交渉。12月首脳会議。

④ASEAN: 2007年7月交渉開始、2009年3月に一時中断。EUはASEAN各加盟国とのバイ交渉にシフト。シンガポールとは、2010年3月交渉開始、2011年4月第6回交渉。マレーシアとは、2010年10月交渉立ち上げ、2011年5月第3回交渉。

⑤ウクライナ: 2008年2月交渉開始。2011年4月第16回交渉。

⑥リビア: 2008年11月交渉開始。2010年6月第7回交渉。

⑦カナダ: 2009年5月交渉開始、2011年4月第7回交渉。

⑧アフリカ・カリブ・太平洋諸国・地域(ACP): 48カ国と交渉中。

■交渉開始に向け働きかけを行っている国

ASEAN諸国(ベトナム(交渉開始に合意、交渉開始に向け調整中)、ブルネイ、インドネシア、フィリピン、タイ、エクアドル(2007年6月開始のアンデス共同体としての交渉が2008年6月に中断。2010年7月アンデス共同体としての交渉への参加を中断)、ボリビア(2008年6月から交渉中断)、アルメニア、グルジア(2008年共同研究開始、交渉開始に向け調整中)、アゼルバイジャン(交渉開始への意向があるもWTO加盟を優先)、モルドバ(共同研究立ち上げ)。

